



# 宮 崎 県 公 報

平成27年3月20日（金曜日）号外 第13号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

- 専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………（ “ ） 1
- 宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正

- する規則……………（税務課） 2
- 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（市町村課） 3
- 宮崎県民生委員の定数に関する規則……………（福祉保健課） 3
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則……………（都市計画課） 4
- 都市公園条例施行規則及び宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則……………（ “ ） 4

## 規 則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第3号

#### 専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和31年宮崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
専門委員等の報酬の額は、次のとおりとし、費用弁償の額は、一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。		専門委員等の報酬の額は、次のとおりとし、費用弁償の額は、一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。	
報酬の額		報酬の額	
職 名	報酬の額	職 名	報酬の額
[略]		[略]	
審査分会立会人	[略]	審査分会立会人	[略]
女性相談員	1日につき 6,500円		
母子・父子自立支援員	1日につき 7,790円		
[略]		[略]	
講師	公立学校（大学を除く。）の非常勤講師の給与との権衡を考慮して別に定める額	講師	公立学校（大学を除く。）の非常勤講師の給与との権衡を考慮して別に定める額
	[略]		[略]
[略]		[略]	

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第4号

#### 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年宮崎県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前									改正後								
別表第1 現業職給料表（第2条関係）									別表第1 現業職給料表（第2条関係）								
区 分	号給	給料 月額	号給	給料 月額	号給	給料 月額	号給	給料 月額	区 分	号給	給料 月額	号給	給料 月額	号給	給料 月額	号給	給料 月額
[略]									[略]								
再任用 職員	給料月額 217,800円								再任用 職員	給料月額 214,100円							

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第5号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年宮崎県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（徴収猶予に係る申請及び通知）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 所長は、条例第12条第3項において準用する法第15条の3の規定により徴収猶予を取り消したときは、産業廃棄物税徴収猶予取消通知書（別記様式第17号）によって通知しなければならない。</p> <p>（賦課徴収）</p> <p>第16条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。この場合において、県税規則第1条中「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）」とあるのは「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）及び宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」と、県税規則第16条第2項中</p> <p>「<u>(7)</u> 法第144条の30第1項及び第144条の31第1項、第4項若しくは第5項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の3の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「<u>(7)</u> 法第144条の30第1項及び第144条の31第1項、第4項若しくは第5項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の3の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>（8）宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）第13条第1項の規定によって産業廃棄物税に係る徴収金を還付する場合又は同条例第13条第3項の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」</p> <p>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（徴収猶予に係る申請及び通知）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 所長は、条例第12条第3項において準用する<u>地方税法（昭和25年法律第226号）</u>第15条の3の規定により徴収猶予を取り消したときは、産業廃棄物税徴収猶予取消通知書（別記様式第17号）によって通知しなければならない。</p> <p>（賦課徴収）</p> <p>第16条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。この場合において、県税規則第1条中「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）」とあるのは「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）及び宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」と、県税規則第16条第2項中</p> <p>「<u>(6)</u> 法第144条の30第1項及び第144条の31第1項、第4項若しくは第5項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の3の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「<u>(6)</u> 法第144条の30第1項及び第144条の31第1項、第4項若しくは第5項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は同条例第13条第3項の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」</p> <p>とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第9条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第6号

##### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
[略]	[略]
7 [略]	7 [略]
8 条例別表の37の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	<u>風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第33号）</u>
9 [略]	<u>8 [略]</u>

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県民生委員の定数に関する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第7号

##### 宮崎県民生委員の定数に関する規則

宮崎県民生委員の定数を定める条例（平成27年宮崎県条例第72号）第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

市町村	定数
都城市	348人
延岡市	321人
日南市	173人
小林市	123人
日向市	142人
串間市	84人
西都市	87人
えびの市	61人
三股町	50人
高原町	31人
国富町	48人
綾町	17人
高鍋町	48人
新富町	34人
西米良村	10人
木城町	15人
川南町	33人
都農町	28人
門川町	47人
諸塚村	15人
椎葉村	17人
美郷町	41人
高千穂町	53人
日之影町	24人

五ヶ瀬町

21人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第8号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第33号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月2日から施行する。

都市公園条例施行規則及び宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第9号

都市公園条例施行規則及び宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則

（都市公園条例施行規則の一部改正）

第1条 都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>（使用料の支払）</p> <p>第30条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に宮崎県総合運動公園に係る使用料（条例第10条第2項に規定する使用料をいう。）を支払わなければならない。</p>	<p>（利用料金の支払）</p> <p>第30条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に宮崎県総合運動公園に係る利用料金（条例第15条の7第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。</p> <p>（利用料金の承認）</p> <p>第35条 指定管理者は、条例第15条の7第3項の承認を受けようとするときは、承認を受けようとする利用料金を記載した書類、歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>（利用料金の減額等）</p> <p>第36条 条例第15条の7第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）知事が定める基準により利用料金を減額し、又は免除する場合</p> <p>（2）災害その他特別の事情による利用で知事が特に必要と認める場合</p> <p>（3）指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ知事の承認を受けたとき。</p>																																		
<p>第35条～第39条 [略]</p>	<p>第37条～第41条 [略]</p>																																		
<p>様式第11号（その1）（第14条関係）</p>	<p>様式第11号（その1）（第14条関係）</p>																																		
<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="140 1780 742 2072"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td rowspan="2">※使用料</td> </tr> <tr> <td>利用施設及び利用器具</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>利用期日及び利用時間</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table>	[略]		※使用料	利用施設及び利用器具				[略]	利用期日及び利用時間	[略]		[略]			[略]			<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="805 1780 1412 2072"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td rowspan="2">※使用料（ 利用料金）</td> </tr> <tr> <td>利用施設及び利用器具</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>利用期日及び利用時間</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table>	[略]		※使用料（ 利用料金）	利用施設及び利用器具				[略]	利用期日及び利用時間	[略]		[略]			[略]		
[略]		※使用料																																	
利用施設及び利用器具																																			
		[略]																																	
利用期日及び利用時間	[略]																																		
[略]																																			
[略]																																			
[略]		※使用料（ 利用料金）																																	
利用施設及び利用器具																																			
		[略]																																	
利用期日及び利用時間	[略]																																		
[略]																																			
[略]																																			

様式第11号 (その2) (第14条関係)

[略]

※ 使用料	[略]
[略]	

[略]

様式第11号 (その3) (第14条関係)

[略]

※使用料	[略]
------	-----

[略]

様式第11号 (その4) (第14条関係)

[略]

使 用 料	[略]	減免理由	
-------	-----	------	--

[略]

様式第11号 (その5) (第14条関係)

[略]

使 用 料	[略]	減免理由	
-------	-----	------	--

[略]

様式第12号 (その1) (第15条関係)

[略]

[略]		
利用施設及び利用器具		使用料
		[略]
利用期日及び利用時間	[略]	
注 意 事 項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料は、還付しません。 5 [略]	

様式第12号 (その2) (第15条関係)

[略]

[略]	
使 用 料	[略]
注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料は、還付しません。

様式第12号 (その3) (第15条関係)

[略]

[略]	
使 用 料	[略]
注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、

様式第11号 (その2) (第14条関係)

[略]

※ 使用料 ( <u>利用料金</u> )	[略]
[略]	

[略]

様式第11号 (その3) (第14条関係)

[略]

※使用料 ( <u>利用料金</u> )	[略]
----------------------	-----

[略]

様式第11号 (その4) (第14条関係)

[略]

使用料 ( <u>利用料金</u> )	[略]	減免理由	
---------------------	-----	------	--

[略]

様式第11号 (その5) (第14条関係)

[略]

使用料 ( <u>利用料金</u> )	[略]	減免理由	
---------------------	-----	------	--

[略]

様式第12号 (その1) (第15条関係)

[略]

[略]		
利用施設及び利用器具		使用料 ( <u>利用料金</u> )
		[略]
利用期日及び利用時間	[略]	
注 意 事 項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料 ( <u>利用料金</u> ) は、還付しません。 5 [略]	

様式第12号 (その2) (第15条関係)

[略]

[略]	
使用料 ( <u>利用料金</u> )	[略]
注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料 ( <u>利用料金</u> ) は、還付しません。

様式第12号 (その3) (第15条関係)

[略]

[略]	
使用料 ( <u>利用料金</u> )	[略]
注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、

<p>又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の<u>使用料</u>は、還付しません。</p> <p>様式第12号（その4）（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>注意事項</td> <td>1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の<u>使用料</u>は、還付しません。</td> </tr> </table> <p>様式第12号（その5）（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用 期 日 及 び 時 間</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>注意事項</td> <td>1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の<u>使用料</u>は、還付しません。</td> </tr> </table>	[略]		使用料	[略]	注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の <u>使用料</u> は、還付しません。	[略]		利用 期 日 及 び 時 間	[略]	注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の <u>使用料</u> は、還付しません。	<p>又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の<u>使用料（利用料金）</u>は、還付しません。</p> <p>様式第12号（その4）（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料（ 利用料金 ）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>注意事項</td> <td>1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の<u>使用料（利用料金）</u>は、還付しません。</td> </tr> </table> <p>様式第12号（その5）（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 期 日 及 び 時 間</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>使用料（ 利用料金 ）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>注意事項</td> <td>1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の<u>使用料（利用料金）</u>は、還付しません。</td> </tr> </table>	[略]		使用料（ 利用料金 ）	[略]	注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の <u>使用料（利用料金）</u> は、還付しません。	[略]		利 用 期 日 及 び 時 間	[略]	使用料（ 利用料金 ）	円	注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の <u>使用料（利用料金）</u> は、還付しません。
[略]																											
使用料	[略]																										
注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の <u>使用料</u> は、還付しません。																										
[略]																											
利用 期 日 及 び 時 間	[略]																										
注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の <u>使用料</u> は、還付しません。																										
[略]																											
使用料（ 利用料金 ）	[略]																										
注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の <u>使用料（利用料金）</u> は、還付しません。																										
[略]																											
利 用 期 日 及 び 時 間	[略]																										
使用料（ 利用料金 ）	円																										
注意事項	1～3 [略] 4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の <u>使用料（利用料金）</u> は、還付しません。																										

（宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則の一部改正）

第2条 宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則（平成10年宮崎県規則第76号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 有料公園施設 （1）～（15） [略] （16） 条例第11条の規定による<u>行為の届出</u>（法第5条第1項の規定により許可を受けた者に係るものを除く。）の受理に関すること。 （17） 条例第13条の規定による使用料の<u>減免</u>に関すること。 （18）・（19） [略] （20） 条例第15条の3の規定による指定管理者の指定の<u>手続</u>に関すること。 （21） 条例第15条の5の規定による指定管理者が行う業務に関すること。 （22） 条例第15条の6の規定による指定管理者が行う管理の<u>基準</u>に関すること。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 有料公園施設 （1）～（15） [略] （16） 条例第12条の規定による届出（法第5条第1項の許可を受けた者に係るものを除く。）の受理に関すること。  （17） 条例第13条の規定による使用料の<u>減額等</u>に関すること。 （18）・（19） [略] （20） 条例第15条の3第1項の規定による申請書の受理に関すること。 （21） 条例第15条の3第2項の規定による申請<u>手続の公表</u>に関すること。 （22） 条例第15条の3第3項の規定による指定管理候補者の選定及び指定管理者の指定に関すること。 <u>（23） 条例第15条の4第1項の規定による指定管理候補者の選定及び指定管理者の指定に関すること。</u></p>

(23) 条例第15条の8の規定による指定管理者の指定等の告示  
に関すること。

(24)～(27) [略]

(28) 規則第35条の規定による協定書の締結に関すること。

(29) 規則第36条の規定による事業報告書等の受理に関する  
こと。

(30) 規則第37条の規定による原状回復に関すること。

(31) [略]

## 2 園路及び広場

(1)～(11) [略]

(12) 条例第13条の規定による使用料の減免に関すること。

(13)・(14) [略]

(24) 条例第15条の4第2項の規定による書類の提出の要求に  
関すること。

(25) 条例第15条の7第1項の規定による指定管理者による利  
用料金の収受に関すること。

(26) 条例第15条の7第3項の規定による利用料金の承認に関  
すること。

(27) 条例第15条の9の規定による指定管理者の指定等の告示  
に関すること。

(28)～(31) [略]

(32) 規則第37条の規定による協定書の締結に関すること。

(33) 規則第38条の規定による事業報告書等の受理に関するこ  
と。

(34) 規則第39条ただし書の規定による原状回復に係る承認に  
関すること。

(35) [略]

## 2 園路及び広場

(1)～(11) [略]

(12) 条例第13条の規定による使用料の減額等に関すること。

(13)・(14) [略]

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

--	--